

一般社団法人日本ピクセルボール協会加盟申請書

_____ (以下「甲」という)と一般社団法人日本ピクセルボール協会(以下「乙」という)は、以下のとおり加盟会員について締結する。

第1条 (目的)

- 1 甲は乙に対し、本加盟申請書の内容を遵守することを条件に、甲は乙の称号あるいはロゴマークを使用し、乙のピクセルボールの普及活動及びイベントの運営を行うことを許諾する。
- 2 称号あるいはロゴマークの使用にあたって、甲は次の内容を遵守しなければならない。乙の指示に従い、ピクセルボールの普及に努めることを目的として活動する。

第2条 (年会費)

- 1 本加盟申請書締結後1週間以内に、甲は乙に対し加盟会員年会費として金12,000円を乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。この年会費はいかなる場合においても返却しない。
- 2 4月～9月末までの入会に関しては1年間分12,000円、10月～翌年3月末までは6,000円とする。

【振込先指定口座】

口座名：一般社団法人 日本ピクセルボール協会 代表理事 谷口陽子
銀行：朝日信用金庫 浅草橋支店
口座番号：普通預金0223733

第3条 (加盟会員運営)

- 1 甲の代表者もしくは他の1名は、コーディネーター資格の取得が必要となり普及する上で活用する(2年以内を目途に取得すること)。
- 2 各地域にて体験会を年2回以上実施する(1回12名以上が望ましい)。
- 3 体験会やイベントを開催した場合には、乙のホームページに記事を投稿する。
- 4 各地域がジャパンオープン及び日本選手権や大会等の会場になった場合は、乙の指示に従い協力する。

第4条 (権利)

甲は年会費を納めて加盟会員になることで、乙から次の権利を受けることができる。

- 1 乙の称号あるいはロゴマークを使用できる。
- 2 各地域でのピクセルボールの普及活動への助言を受けられる。
- 3 体験会やイベントでの運営やサポートを受けられる(スタッフの出張費などは応相談)。
- 4 乙のホームページの加盟会員一覧表に掲載される。
- 5 加盟会員の情報を乙のホームページに投稿することができる。乙は随時、フェイスブックなどのSNSでも各加盟会員の情報発信を行い、各加盟会員の広告宣伝に繋がる。
- 6 加盟会員から役員分のコーディネーター資格の受講料が半額で受講できる。
- 7 以下の中から好きな特典を受けられる(加盟初年度のみ)。
 - ① スチールパドル2本とインドアボール3球
 - ② インドアボール15球
 - ③ 講習会受講チケット1名無料
- 8 体験会開催時にパドルやボール、ネットを借りることができる(体験会開催時は、参加人数に合わせた数のパドルとボールを無料で借りることができる。その後については、パドルとネットは一定期間、有料での貸与、ボールは割引価格での購入が可能となる)。
- 9 乙の公認Tシャツを購入することができる。

第5条 (有効期間)

本加盟申請書の有効期間は、締結した日から1年間とする。期間満了の2ヶ月前までに甲ま

たは乙により加盟を更新しない旨の書面による通知がない限り、本加盟申請書は1年間更新され以後も同様とする。

第6条 (加盟解除)

甲が次の各号のいずれかに該当した場合には、乙は警告なくして加盟を解除することができる。

- ・ 本加盟申請書のどれかに違反した場合
- ・ 甲の信用を毀損するような行為をした場合
- ・ 年会費の支払不能に陥った場合
- ・ 加盟会員が解散もしくは運営が停止した場合
- ・ その他前各号に準じる事由が生じ、乙の信用状態が悪化したと甲が認めた場合

本加盟申請書締結の証として本書2通作成し、各自1通これを保有する。

西暦 年 月 日

甲

乙 東京都台東区浅草橋3-27-14
一般社団法人 日本ピックルボール協会
会長 谷口 陽子

